御所の台エリア再構築構想策定業務 仕様書

第 1 章 総 則

第1条 適用

本業務仕様書は、「御所の台エリア再構築構想策定業務」（以下「本業務」という）に関して必要な事項を定めるものであり、本業務は業務仕様書に従い履行しなければならない。

第2条 目的

本業務は、道の駅はちもりの御所の台エリアへの移転を踏まえ、御所の台エリアにある既存の観光交流施設等と連携した活用をすることで地域産業振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

この目的を達成するため、「既存施設と移転する道の駅を連携させた活用による地域の活性化～１年を通じたにぎわいづくり～」をテーマに、道の駅として必要な機能や規模を整理し、エリア全体の連携方策等を検討する、御所の台エリア再構築構想（以下「構想」という。）を策定する。

第3条 業務の実施条件

（1） 業務は、「八峰町財務規則」に基づくほか契約書、契約事項及び本仕様書により行うものとする。

（2） 業務の実施にあたり、関係法令、条例を遵守するものとする。

（3） 受託者は、業務に必要な資料を八峰町より借用する場合、所定の手続きを経て借用することができる。なお、業務が終了したときは、速やかに八峰町に返却するものとする。

また、借用した資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、または複製してはならない。

（4） 八峰町の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、業務を正確に行わなければならない。

（5） 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに八峰町と協議を行い、指示に従わなければならない。

第4条 管理技術者及び照査技術者

（1） 受託者は、技術上の管理を行うのに必要な能力を有する管理技術者及び照査技術者を定めなければならない。

（2） 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（3） 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

①技術士（建設部門「都市及び地方計画」）

②一級建築士

③RCCM（建設部門「都市及び地方計画」）

（4） 管理技術者は受託者の委任を受け、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、措置請求の受理・決定及び通知、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限を行使することとする。

ただし、受託者が管理技術者に委任する権限を制限する場合は、八峰町に書面をもってその内容を報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（上記により行使できないとされた権限を除く。）を有する者とされ、八峰町は管理技術者に指示等を行えば足りるものとする。

（5） 照査技術者は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

①技術士（建設部門「都市及び地方計画」）

②一級建築士

③RCCM（建設部門「都市及び地方計画」）

第5条 業務計画書等の提出

（1） 受託者は、八峰町が指定した様式により、速やかに以下の書類を提出しなければならない。

（ア）委託業務着手届

（イ）業務計画書

（ウ）管理技術者及び照査技術者届

（エ）担当技術者一覧表

（オ）協力事務所がある場合その事務所概要と担当技術者一覧表

（カ）打合せ計画

（キ）その他、八峰町が必要に応じて指定する書類

（2） 受託者が八峰町に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、八峰町がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

（3）（1）に定める書類の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、その都度、八峰町に変更業務計画書等を提出しなければならない。

（4） 八峰町が指示した事項については、受託者は更に詳細な資料を提出しなければならない。

第6条 打合せ

（1） 八峰町及び関係官公署・事業所と打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、その都度、八峰町に文書で報告し相互に確認するものとする。

（2） 用紙はＡ４版とし、完了時にまとめて製本したものを提出しなければならない。

第7条 守秘義務

（1） 受託者は、業務上知り得た事項、業務内容及びその成果について、八峰町の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

（2） 成果品は全て八峰町の所有とし、八峰町の承認を得ずに他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。

第8条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和５年３月２４日とする。

第9条 検査

（1） 業務が完了した時は、委託業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、八峰町の検査を受けなければならない。

（2） 業務完了期限前であっても、八峰町があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、確認を受けるものとする。

第10条 軽微な変更

業務の内容、成果品に関しての軽微な変更について、受託者は八峰町の指示により作業を進めるものとする。

この場合、契約書の規程に関わらず、「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

第11条 本業務への取組姿勢

（1） 受託者は、「御所の台エリア」が八峰町の重要な拠点エリアとして、また、町民に親しまれ、安心して利用できる町民共有の財産であるということを深く認識し、本業務を実施すること。

（2） 本業務を進めるにあたっては、実効性の高い具体的施策を提案すること。

第 2 章 業 務 内 容

第12条 業務項目

業務項目は次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、八峰町と協議するものとする。

1.計画準備

（1） 業務概要、実施方針、業務工程、業務体制等を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出して承認を得る。

2.基礎調査

（1） 立地特性等の把握

八峰町の地域特性（位置、自然、歴史・文化、産業、観光等）や御所の台エリアの立地特性（土地利用条件、交通条件、主要な施設の立地状況、法規制等）を整理する。

（2） 既存施設の状況把握

既存8施設（あきた白神体験センター、八森いさりび温泉ハタハタ館、オートキャンプ場、産直ぶりこ、野球場、ふれあいパーク、緑地等管理中央センター、JRあきた白神駅）の現在の状況を調査し、老朽化状況や利用実態等について把握・整理する。

（3） 上位関連計画における位置づけ

本事業に係る事項について、上位関連計画における位置づけを整理する。

3.関係者等の意向把握

　　地域産業に係る関係者の意向把握は必要に応じて実施する。

4.課題の整理と再構築等の必要性

基礎調査を踏まえ、御所の台エリア及び道の駅はちもりが抱える課題を分析するとともに、御所の台エリア再構築と道の駅はちもりの移転の必要性について整理する。

5.基本理念・基本方針の設定

上記の検討結果に基づき、御所の台エリア再構築及び道の駅はちもり移転に向けた基本的な考え方となる基本理念及び基本方針を設定する。

6.導入機能及び既存施設の用途の設定

御所の台エリアへ移転する道の駅はちもりに導入する機能は、国土交通省が定める「道の駅」登録要件を満たすものとし、さらに防災機能も加えること。

また、既存施設の現状の用途にこだわらず、原則自由な発想で道の駅との連携方策を検討する。

7.施設配置方針の設定

上記検討を踏まえ、別添御所の台エリア周辺事業者や関係団体等のとりまとめ意見を精査したうえで、新道の駅はちもりを含めた御所の台エリアの整備イメージ図を作成し、施設配置方針を整理する。

8.概算工事費の算定

御所の台エリアの再構築に必要な概算工事費を算定する。なお、算定した概算工事費は評価に影響しない。

9.事業手法等の検討

　　事業手法及び管理運営方針の検討は実施せず、今後必要に応じて実施する。

10.事業スケジュールの検討

計画・設計から供用開始までの事業全体のスケジュールの検討を行う。

11.報告書の作成

本業務の検討内容を御所の台エリア再構築構想としてとりまとめる。

第13条 成果品

受託者は、次の成果品を履行期限までに提出しなければならない。

（ア）御所の台エリア再構築構想業務報告書 1部（Ａ4版、簡易製本）

（イ）上記の電子データ 1式（Ｗｏｒｄ形式、ＰＤＦ形式）

（ウ）その他八峰町が必要と認める資料 1式